

一般競争入札の実施について

次のとおり一般競争入札を行いますので、ご参加いただきたくお知らせします。

令和8年2月17日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所 長 澤 石 勉

1. 競争に付する事項

(1) 件名

エレベーター設備保守点検業務委託

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日～令和11年3月31日まで

(4) 履行場所

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 入札日現在で秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。
- (2) 過去に県、市、国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (3) 国及び地方公共団体等から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 建築基準法施行規則第4条の20第2項に規定する昇降機検査資格者を当該業務に従事できるものとして2名以上配置できること。

3. 競争入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所

秋田市御所野下堤5丁目1番1号 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 会議室

(2) 入札日時

令和8年3月4日(水) 午前10時00分

4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込書

秋田県中央地区老人福祉総合エリアホームページ (<http://www.silverarea.jp/chuou>) からダウンロードし、メール (chuoarea@fukinoto.or.jp) 又はFAX (018-829-2152) により申し込み、入札当日に、原本を持参すること。(来館手渡しによる申込も可)

(2) 入札参加申込書の受付期間

令和8年2月17日(火)～令和8年3月3日(火)
(※月曜日を除く、午前9時から午後5時まで)

(3) 入札参加申込の受理

電話又はFAXにより、入札参加申込受理の連絡をします。

(4) 証明書類の提出

競争に参加する者の必要資格に関する事項について、必要に応じて証明書類の提出を求める場合があります。

(5) (4) により提出した書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとします。

5. 入札に関する事項

(1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書記載金額

入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。)を落札金額とするので、入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札執行回数

3回を限度とする

(5) 入札の取りやめ等

入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められる場合は、当該入札参加者又はその代理人を入札会場から退去させ、入札を取りやめることがある。

(6) 入札書の無効

①入札参加資格がない者及び入札者に求められる義務を履行しなかった者が入札した場合。

②記名押印がない場合。

③入札金額を訂正している場合。

④誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合。

6. その他

- (1) 本入札について質問等がある場合には、令和8年3月3日（火）正午までの間に書面（様式任意。FAX可）により、下記問合せ先まで申し出ることができます。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とします。
- (3) 提出された申込書等は返却しません。
- (4) 契約に係る費用(印紙等)は落札者負担とします。
- (5) その他不明な点は、下記までお問い合わせください。

〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1番1号

秋田県中央地区老人福祉総合エリア 管理事業課 宮田 巨樹

電話番号 018-829-2151 FAX 018-829-2152

エレベーター保守管理業務委託仕様書

秋田県中央地区老人福祉総合エリア

本仕様書は、秋田県中央地区老人福祉総合エリアで委託する、エレベーター保守管理業務に関する仕様の概要を示す。

1. 業務概要と委託期間

- (1) エレベーターの運転状態を24時間365日遠隔監視し、予防保守を実施し各機器の機能を常時適正に発揮させ、安全かつ良好な運転状態を維持すること。
- (2) 委託期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とする。

2. 特記仕様

- (1) 委託業務内訳は下記のとおりとし、POG 契約(部品修理や交換工賃が別料金)とする。

本仕様書に記載されていない事項については、「建築保全業務共通仕様書平成25年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修」による

機種名	規格・仕様	数量	単位
油圧エレベーター 日本オーチス エレベータ製	型 56NJ9855 積載荷重・定員 900kg 13名 駆動方法 間接式 停止箇所 1F2F の2カ所	1	機
油圧エレベーター 日本オーチス エレベータ製	型 56NJ9856 積載荷重・定員 1450kg 22名 駆動方法 間接式 停止箇所 1F2F の2カ所	1	機

- (2) 業務実施項目は下記のとおりとする。

①定期点検

運行データの分析を実施して毎月1回、技術者を派遣し機器装置の点検、清掃、給油及び調整を行うこと。

②作業日時等

定期点検・定期整備の実施日は、事前に秋田県中央地区老人福祉総合エリアと協議し、承諾を得ること。

③部品の常備

保守用部品を機械室に常備すること。

④故障対応

万一故障が発生したときには、速やかに技術者を派遣し、適切な処理を行うこと。

⑤精密検査

必要に応じ監督技術者を派遣し、総合的に機械装置の精密検査を行うこと。

(3) 遠隔監視装置

①監視概要

エレベーターの運転状態を確認するために監視装置を機械室に設置し、電話回線を介して監視センターにて常時遠隔監視を行う。

②監視項目

電源異常、機能不能、閉じ込め故障

③直接通話機能

エレベーター閉じ込め故障時には、エレベーター籠内との間で直接通話することができる。

④監視サービス体制

技術員は異常発生時に備え24時間待機し、常時監視を行う。また、エレベーター異常を受信した場合は技術員を派遣し、迅速に対応する。

⑤遠隔監視装置の所有

遠隔監視装置・電話加入権は受託者の所有とし、受託者において設置すること。

3. 報告書の提出

受託者は、業務実施終了後、都度速やかに報告書を作成し、提出すること。

4. 事故防止と安全対策

- (1) 受託者は、点検対象機器及び機器付属物等について、業務着手前に作業上支障となる箇所の把握を行い、事故等の防止に努めること。
- (2) 受託者は、点検の実施に際しては、秋田県中央地区老人福祉総合エリアの業務、利用者等の安全に十分注意し、必要な標識の設置並びに業務の妨げにならないよう行うこと。

5. 留意事項

受託者は、点検作業により秋田県中央地区老人福祉総合エリア付属物を破損した場合は、秋田県中央地区老人福祉総合エリアに報告し速やかに復元しなければならない。

6. 一般摘要事項

(1) 再委託の禁止

受託者は、この業務の履行につき全部、又は一部を他のものに再委託させてはならない。

(2) 権利義務の譲渡禁止

受託者は、この業務によって生じる権利、又は、義務を第三者に譲渡、又は継承させてはならない。

(3) 関係法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係法令、規則、条例等を遵守しなければならない。

(4) 解除権

秋田県中央地区老人福祉総合エリアは、受託者が仕様に違反して、又は著しく作業に不誠実で業務を履行する事が不可能であると認められたときは、業務委託を解除することができる。

7. 点検者

点検者は、次の何れかの資格を有する者に限る

一級建築士、二級建築士、「昇降機等検査員資格者証」

8. その他

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときには、秋田県中央地区老人福祉総合エリアと受託者で協議して定めるものとする。

契約範囲一覧表

契約に含まれる修理、取替、調整の範囲は次のとおりとし、POG 契約(部品修理や交換工賃が別料金)とする。

1. 機械室関係

- (1) 制御盤のスイッチ、リレー、配線及びその他の部品
- (2) 階床選択器スイッチ、リレー及びその他の部品
- (3) 調速機
- (4) 電気配線一式
- (5) 電動機 巻き線、軸受け、整流子を含む
- (6) ウォームギア、スラストベアリング
- (7) 巻き上げ機軸受け
- (8) ブレーキの巻き線、シューライニング及びその他の部品
- (9) トラクションシーブ及びその他のシーブ並びにその軸受け
- (10) 油圧ユニット関係
- (11) 各部オイルシール及び防振ゴム
- (12) 遠隔監視装置
- (13) その他必要な部品

2. かが関係

- (1) かが上シーブ及び軸受け
- (2) かがガイドシュー又はローラーガイド
- (3) かが非常止め装置
- (4) かが操作盤内部品
- (5) ドアマシン装置及び部品
- (6) かが戸スイッチ、セーフティシュー及びその部品
- (7) かが戸ハンガーの部品
- (8) かが内位置表示灯及びホール呼び表示灯その他の部品
- (9) ファンの部品
- (10) かが内照明器具(蛍光管、電球含む)
- (11) 連絡装置及び部品
- (12) 非常ベル、ブザー及び部品
- (13) その他必要な部品

3. 乗り場関係

- (1) 乗り場ボタン及び部品
- (2) 乗り場方向表示灯及び部品
- (3) 乗り場位置表示灯の部品
- (4) 乗り場戸クローザー及び部品
- (5) 乗り場戸インターロック及び部品
- (6) 乗り場戸ハンガー及び部品
- (7) リアイヤリングカム装置及び部品
- (8) その他必要な部品

4. 昇降路内装置

- (1) テールコード
- (2) リミットスイッチ及び部品
- (3) 着床スイッチ及び部品
- (4) 減速指令スイッチ及び部品
- (5) 最終減速停止スイッチ及び部品
- (6) 緩衝器及び部品
- (7) ガイドレール給油器及び部品
- (8) その他必要な部分

入札参加申込書

令和 年 月 日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所長 澤石 勉 様

住 所

事業所名

代表者名

㊞

電話番号

秋田県中央地区老人福祉総合エリアのエレベーター設備保守点検業務委託契約に係る一般競争入札に参加いたします。併せて、入札案内に定める競争入札に参加する者の必要資格に関する条件を満たすことを誓約します。

(様式第26号)

(再 ・ 再々)

入 札 書

令和 年 月 日

秋田県中央地区老人福祉総合エリア
所長 澤石 勉 様

代表者が入札する場合	代理人が入札する場合
住 所	商号又は名称
商号又は名称	代理人住所
代表者名 ㊟	代理人氏名 ㊟

次のとおり入札します。

入札に付する事項	エレベーター設備保守点検業務委託契約				
入 札 金 額					
物品名	規格・品質	数量	単位	金額 (消費税抜)	備 考
エレベーター設備 保守点検業務	仕様書のとおり	1	式	円	

(注意)

1. 入札金額は、アラビア数字で記載すること。

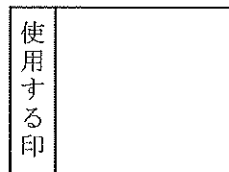
(様式第27号)

委任状

令和 年 月 日

契約担当者 秋田県中央地区老人福祉総合エリア 所長 澤石 勉 様

(住所)
私は (受任者住所氏名) (氏名) _____



を代理人と定め、(入札に付する事項) エレベーター設備保守点検業務委託契約 の

入札に関する一切の権限を委任します。

住 所

商号又は名称

代表者名

印